

## 川越市入札監視委員会条例

### (設置)

第一条 入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査するため、川越市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第二条 委員会は、委員三名で組織し、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第六条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。